

■議案第111号 四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「一元化法」という。）が平成24年8月に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行されることに伴い、平成27年9月30日付けで各種政令が公布されました。

この政令において地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴い、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものです。

【改正の内容】

条例における「他の法令による給付との調整」の全てを改正します。（別紙「新旧対照表」参照）

【根拠法令】

●地方公務員災害補償法（抜粋）

（非常勤の地方公務員等に係る補償の制度）

第69条 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員（特定地方独立行政法人の役員を除く。）のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。

2 地方独立行政法人は、職員以外の役員のうち労働者災害補償保険法の規定の適用を受けないものに対する補償の制度を定めなければならない。

3 第一項の条例で定める補償の制度及び前項の地方独立行政法人が定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならない。